

厚生労働科学研究研究費補助金

政策科学推進研究事業

就業形態の多様化に対応する年金制度に関する研究

平成 17 年度～18 年度 総合研究報告書

(財) 年金シニアプラン総合研究機構

主任研究者 駒村 康平

平成 19 年 (2007 年) 3 月

## 「就業形態の多様化に対応する年金制度に関する研究」研究会メンバ

—

### 主任研究者

駒村 康平（財団法人 年金総合研究センター 客員研究員）

### 研究者（初年度）

丸山 桂（成蹊大学 経済学部 助教授）

山田 篤裕（慶應義塾大学 経済学部 助教授）

金 明中（慶應義塾大学大学院 経済学研究科後期博士課程）

斉藤 香里（大東文化大学・中央学院大学 非常勤講師）

福山 圭一（財団法人 年金総合研究センター 専務理事）

北野 敦也（財団法人 年金総合研究センター 主任研究員）

棚橋 俊介（財団法人 年金総合研究センター 主任研究員）

（所属・肩書は平成 18 年 2 月末現在）

## 「就業形態の多様化に対応する年金制度に関する研究」研究会メンバ

—

### 主任研究者

駒村 康平（財団法人 年金シニアプラン総合研究機構 客員研究員）

### 研究者（2年度目）

丸山 桂（成蹊大学 経済学部 助教授）

山田 篤裕（慶應義塾大学 経済学部 助教授）

福山 圭一（財団法人 年金シニアプラン総合研究機構 専務理事）

藤本 征爾（財団法人 年金シニアプラン総合研究機構 主任研究員）

溝端 幹雄（財団法人 年金シニアプラン総合研究機構 主任研究員）

（所属・肩書は平成19年3月末現在）

## 目 次

### I. 総合研究報告書

研究概要	1
1. 2005年度の研究成果	8
2. 2006年度の研究成果	11

### II. 研究成果の刊行に関する一覧表 7

### III. 研究成果の刊行物・別刷 特になし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
（総合）研究報告書

就業形態の多様化に対応する年金制度に関する研究

研究期間＝2005年－2006年

研究年度＝2005年－2006年

主任研究者 駒村 康平(財団法人年金シニアプラン総合研究機構 客員研究員)

## 研究概要

### 【研究要旨】

これまで正規労働者を主流とする社会を前提として整備されてきた年金制度は、近年の雇用環境の変化への対応が迫られており、その一つの選択肢としてこれまで未適用であった非正規労働者への適用拡大が挙げられよう。このような認識のもと、本報告書では就業形態の多様化の現状整理、要因分析、今後の方向性の考察を実施し、制度の一元化など就業形態多様化を包含する年金制度のあり方を検討し、提言を行った。

1年度目においては、わが国における雇用の流動化、特に非典型労働の増加が年金制度に与える影響を検証すべくアンケート調査研究を実施し、同時に海外諸国における同様の状況への年金制度における対応方法やその現状を把握すべく調査研究を行った。2年度目においては、1年度目の調査結果に基づいて、人口構造や産業構造の変化などに関する先行研究なども参考に、若年のフリーター・ニート・派遣・請負をターゲットにしたネットアンケート調査、厚生年金適用拡大の効果測定、雇用に関する高齢者への調査、そして、わが国年金制度の対応の選択肢、について分析した。

本研究より得られた結果は次のようになる。まず、年金の未加入・未納の増加による空洞化は、労働市場の流動化、非典型労働者の増加により強制徴収対象者が減少し、自発的納付義務者が増加したことによるものであった。空洞化の原因となっている人は、老後の所得保障は不十分になることから、強制徴収の強化が、長期的には未納者にとっても望ましい結果となる。今日の年金の空洞化は、労働市場の変化に社会保険が十分対応できなかったためであり、強制徴収の可能な範囲を拡大することが最優先の課題である。また、潜在的な第2号被保険者への被用者年金の適用を遵守すれば、国民年金の未納・未加入率は特に若年層で大きな改善効果が期待できること、国民年金では臨時等の完納率が低いこと、制度に関する知識の普及も納付行動に重要な影響を与えること、などがわかった。

適用拡大問題の成否は、事業主側の抛出逃れをいかに抑制するかにかかっている。また、多くの場合、労働供給側の就労調整による負の影響は少ないと考えられるが、在老適用漏れの防止は重要な課題である。

結論として、こうした非典型労働者への厚生年金適用拡大の意義については、①就業形

態の選択に中立的になる、②非典型労働者が厚生年金の適用対象者になることにより、ライフコースが多様化しても一定の年金を保障できる、③非典型労働者の適用拡大は、厚生年金制度がもつ再分配効果の対象者が拡大することから、老後所得格差の縮小に貢献できる、ことを挙げる事が出来る。尚、厚生年金の適用拡大に当たっては、労使ともに就業調整ができない水準、就労形態の選択によって適用逃れができない範囲まで適用拡大を進めるべきである。但し、特に、短期間では賃金や価格に事業主負担を転嫁できない中小企業に限定し、激変緩和のための一時的な経過措置は必要であろう。

現在、厚生年金を従来の被用者年金にとどめるか否か再考の時期にある。厚生年金を、臨時・パート・アルバイトなどの非正規労働者だけではなく、請負なども含めた経済的従属関係にある広い意味で非典型労働者も含めた年金制度に位置づけるかどうか、国民年金のあり方も含めて一層の議論が必要である。

## A. 研究目的

これまで正規労働者を主流とする社会を前提として整備されてきた年金制度は、近年の雇用環境の変化への対応が迫られており、その一つの選択肢としてこれまで未適用であった非正規労働者への適用拡大が挙げられよう。このような認識のもと、就業形態の多様化の現状整理、要因分析、今後の方向性の考察を実施し、それらに基づいて、制度の一元化など就業形態多様化を包含する年金制度のあり方を検討し、提言する。

## B. 研究方法

1年度目においては、まず就業形態の多様化（非典型雇用や自営業化など）の実態を整理し、現行年金制度との摩擦・ミスマッチといった観点で問題点の整理を行い、課題を抽出した。主な調査事項は下記の通りである。調査方法としては文献調査、実地調査及び各国の統計データ等を踏まえた年金制度の分析が中心であった。

- ① わが国における就業形態の多様化の現状把握
- ② 就業形態多様化の現状整理及び労働供給側、労働需要側から見た要因分析（主要国について）
- ③ 就業形態多様化に対する各国年金制度の対応の整理（主要国について）
- ④ 就業形態多様化と年金制度の摩擦・ミスマッチの抽出・整理および対応策の検討

2年度目においては、1年度目の調査結果に基づいて、人口構造や産業構造の変化などに関する先行研究なども参考に、下記の事項について分析し、提言を行った。

- ① 若年のフリーター、ニート、派遣、請

負をターゲットにしたネットアンケート調査

- ② 厚生年金適用拡大の効果測定
- ③ 雇用に関する高齢者への調査
- ④ わが国年金制度の対応の選択肢（一元化を含む多様な支え手を前提とした視点から）

なお、上記に関して、定期的な全体研究会、有識者ヒアリングを開催して進行的な全体研究会は、2年間で計18回実施した。

（倫理面への配慮）

一般の研究における倫理性と同等の配慮のもと研究を実施した。

## C. 研究結果

2年に亘る研究から以下のことがわかった。（研究内容ごとに記述）

- ① わが国における就業形態の多様化の現状把握・・・アンケート「年金等の意識調査」の結果から、以下のことが分かった。
  - パート・アルバイトの被用者年金及び被用者医療保険における適用率が極めて低い。
  - 国民年金に比べて国民健康保険の方が職業に関わりなく納付状況がよい。
  - 本来適用されるべき非典型労働者の被用者年金への適用状況では、業種による差異が大きい。
  - 女性のパート労働者による就労調整の要因としては、社会保険の保険料回避よりもむしろ「もともと長時間労働を希望しない」と所得税回避が挙げられる。
  - パート労働者への厚生年金適用への評

価は、該当層自身による「拡大は望ましい」との評価は相対的に低い。

- 上記の質問と、実際にパート労働者への厚生年金適用が拡大されたときの対応の仕方に関する質問への回答には、「わからない」とするものがかなり多い。
- ② 企業における福利厚生費の増加が雇用に与える影響に関する分析…企業の社会保険料負担に対する行動に関する実証的な分析をした結果、企業側が負担する福利厚生費（社会保険料）は有意で、しかも、雇用者数に負の影響を与えるという結果が出た。これは社会保険料の増加が雇用に帰着していることを示す結果である。
- ③ 就業形態多様化に対する各国年金制度の対応の整理（主要国について）…
- 各国ではその現状に合わせた各種の対応を行っていることが判明した。特に、わが国と同様に分立型の社会保険方式の年金制度を採用しているイタリア（自営業者への適用拡大という形で準従属労働者を所得比例年金の強制加入対象者とした）とドイツ（新しく判断基準を設け、その基準に該当すれば社会保険加入義務のある擬似自営業者と判断される）における工夫は参考になろう。
- また、パートタイム労働者への適用に関心が持たれたスイスでは、その労働者の賃金に基づく適用基準を大幅に引き下げることによって適用逃れのような問題は解消したとの貴重な情報を得ることができ、わが国の（厚生年金保険の）適用拡大論議に重要な示唆を与えるものと考えられる。
- ④ 若年のフリーター、ニート、派遣、請

負をターゲットにしたネットアンケート調査…アンケート「非典型労働者に対する年金等に関する意識調査」も含めた、被用者年金の適用状況と厚生年金の適用拡大に対する行動の分析からは、

- 潜在的な第2号被保険者に対する被用者年金の適用を遵守することで、国民年金の未納・未加入率は特に若年層において大きな改善効果が期待できる。
- パート労働者への厚生年金の適用拡大に対しては、おおむね賛成とする者が多く、パート・アルバイトの多くが現在よりも労働時間を増やす、あるいは変えない、と回答し、新たな就業調整が発生するという可能性は低い、ことがわかった。
- ⑤ 雇用に関する高齢者への調査…アンケート「年金受給者に対する調査」の結果からは、以下のことが分かった。
- 公的年金・賃金収入者の中、厚生年金等を考慮して4割の高年齢就業者が実際に就労調整をしているが、その中の4分の3が会社提示のコース選択あるいは会社による就労調整で、労働者の本人の意思で就労調整を行っていない者が大半であった。
- 労働者本人の意思で就労調整を行っても就労調整の理由で厚生年金保険料を挙げているのは就労調整者の4分の1で、就労調整者の大半は長時間労働を避けることを理由としていた。
- 就労調整している人の4割が週労働時間は20時間以上30時間未満である一方、在老非適用でかつ週労働時間30時間以上である者も半分弱（45%）存在していることから、厚生年金の20時間以上30時間未満への適用拡大は、かな

り有効に非適用者を新たな適用対象者として捕捉することが期待される。

- ⑥ 厚生年金適用拡大の効果測定及びわが国年金制度の対応の選択肢（一元化を含む多様な支え手を前提とした視点から）・・・高齢者が年金の支え手となる選択肢として、在職老齢年金制度の改善、パートタイム労働者への厚生年金適用、繰下げ受給、そして70歳以上への厚生年金の適用が考えられるが、シミュレーションを行った結果、
  - そのうちパートタイム労働者や70歳以上の者に対する厚生年金適用によって、相当年金の持続可能性が強固になること、が分かった。

また、社会保険庁「国民年金被保険者実態調査」のデータを使用した多項ロジット分析からは、

- 本人および世帯の所得が国民年金の納付状況に与える影響はきわめて限定的であること、
- 国民年金の完納に注目すると、自営業者、家族従業者といった職業は完納率が高いが、臨時・パート（アルバイト）の完納率が低いこと、
- 年金に関する知識が完納や免除の利用を高めていること、
- 制度に関する知識の普及も納付行動に重要な影響を与えること、
- 納付行動全般については生命保険料や個人年金保険料の支払いが高くなると、完納確率は高まり、必ずしも生命保険や個人年金保険に頼って一部納付や未納が発生しているわけではないこと、
- 申請免除がどれほど低所得層に利用されているかに関しては、厳しく見積もっても低所得層の約半分、さらに一部

納付者や未納者の一部は申請免除制度の適用（捕捉）を受けていないこと、などが示された。

#### D. 考察

アンケート「年金等の意識調査」の結果として上記Cに記述したところからは、下記のような考察をすることができる。

- 医療保険への納付状況がよいことから、医療という近視眼的に明確なリスクが保険加入インセンティブを高める効果があるという示唆が得られる。
- 被用者年金を回避する事業所（業種）は、賦課方式のもとで他の事業所（業種）にその負担を転嫁しているだけでなく、潜在的な未納者を作ることで他の事業所（業種）に基礎年金拠出金の負担を転嫁していることになる。
- 厚生年金のパート適用については、2009年の年金改革で議論されることになるが、その評価について「わからない」とする層がかなり多いため、本格的な議論が始まるまでに、年金の基礎知識や、保険料負担をしても老後の年金額が増加すること、遺族年金の取り扱いなど、年金のメリットを十分広報する必要がある。保険料負担ばかりが取り上げられたり、年金不信が現状以上に高まったりすれば、こうした層が「適用回避」に転じる可能性は否定しえない。

さらに調査結果を統計分析した結果、未納となる確率を上げる有意な要因は年金制度に対する無知と高い時間割引率であることが判明し、また、既存の研究で指摘されていた都市部居住や25年加入できない状況にあることが未納となる確率を上げることも確認した。

さらに、

- 適用対象のパート労働者をどの程度にするかという結論は今後委ねられるが、適用拡大問題の成否は、事業主側の抛逃をいかに抑制するかということにかかっている、
  - より短時間のパート等への厚生年金保険の適用拡大に関する可否については、大半は賛成であり反対は1割ほどにすぎない。また、就労調整に関し多くの場合適用拡大の負の影響はないものとみられる、
  - 30時間以上就労している人で発生している在老適用漏れ（60-64歳で2割、65-69歳で1割存在）を防ぐこともまた重要な課題であること、
  - 近年の半額免除制度や多段階免除制度の導入により、こうした問題がどれほど改善されたかさらに検討する必要があること、
  - 請免除制度の存在は就業形態多様化による年金未納の影響を軽減している可能性があること、
- といった考察をすることが出来る。

## E. 結論

本研究は、非典型労働者への厚生年金適用拡大の意義を以下のようにまとめる。

- 1) 就業形態の選択に中立的になる。非典型労働者のみに適用される新しい加入制度や適用拡大の除外を設けることは雇用形態に非中立的な影響を与えるあらたな制度を作ることになるため避けるべきである。
- 2) 非典型労働者が厚生年金の適用対象者になることにより、ライフコースが多様化しても一定の年金を保障できる。
- 3) 非典型労働者の適用拡大は、厚生年金

制度がもつ再分配効果の対象者が拡大することから、老後所得格差の縮小に貢献できる。

- 4) 高齢者や非正規労働者の労働力率の上昇とともに彼らに対する厚生年金の適用拡大が行われてはじめて年金財政は安定化する。

このように、就業形態の多様化に対応するための厚生年金適用拡大は多くの点で有効かつ適切である。厚生年金の適用拡大に当たっては、労使ともに就業調整ができない水準、就労形態の選択によって適用逃れができない範囲まで適用拡大を進めるべきであり、部分的に適用拡大を残すことは、新たな雇用のゆがみをもたらすことになる。適用拡大への最大の障害は、事業主負担である。特に、短期間では賃金や価格に事業主負担を転嫁できない中小企業に限定し、激変緩和のための一時的な経過措置は必要であろう。

最後に、厚生年金を従来の被用者年金にとどめるか否か再考の時期にある。増加する非典型労働者の保護については、すでに労働法では「労働者性」として、最近のILO勧告でも「雇用関係」として再定義しつつある。厚生年金を、臨時・パート・アルバイトなどの非正規労働者だけではなく、請負なども含めた経済的従属関係にある広い意味で非典型労働者も含めた年金制度に位置づけるかどうか、国民年金のあり方も含めて一層の議論が必要である。

## F. 健康危険情報

特になし

## G. 研究発表

(財)年金シニアプラン総合研究機構「年

金と経済」26 卷 1 号 2 号・2007 年に掲載予定 特に予定なし

会計検査院「会計検査研究」35 号 2007 年 3 月掲載

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

研究成果の刊行に関する一覧表

##### 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出 版 年	ページ

##### 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
年金シニアプラン総合研究機構	就業形態の多様化と非典型労働者の公的年金適用問題	年金と経済	26 卷 1 号 2 号		2007年
会計検査院	年金制度への強制加入の根拠－国民年金の未納・未加入に関する実証分析－	会計検査研究	35号	31 頁 ～ 49 頁	2007年

以下本報告書では 2005 年度、2006 年度の研究成果とインプリケーションについて順に述べるが、この一連の研究は連続したものであり、2006 年度の研究成果にて一応の結論を提示することが出来たものとする。

## 1. 2005 年度の研究成果

### (1) わが国における就業形態の多様化の現状把握

非典型労働とは、パート・アルバイト（短時間非正規労働者）、派遣労働、有期契約労働、製造業などの業務を一部請け負う請負企業における業務派遣、企業から業務を請け負って業務請負の自営業者として働く形態等を指す。非典型労働者の増加は日本でも著しく、就業構造基本調査によると、1992 年から 2002 年までの間に正社員が 358 万人減少し、非典型労働者が 487 万人増加している。

最も数の多いパート労働者については、2001 年の「パートタイム労働者総合実態調査」によると、「パート等労働者」は約 1,118 万人、うち「パート」は約 949 万人、「その他」は約 169 万人となっている。全労働者に占める「パート等労働者」の割合は 26.1%、うち「パート」22.1%、「その他」3.9%となっている。このほか価格競争の激化、商品サイクルの短縮化、生産調整弁として特に製造業で派遣労働者、業務請負が拡大している。派遣労働者は平成 15 年労働者派遣事業報告書によると約 236 万人（常用換算派遣労働者数約 74 万人）である。このほか、業務請負企業に登録しているいわゆる請負労働者の数は明確な数字が無いが 124 万人に達しているという推計もある。さらには、実際には業務発注企業との間に事実上の指揮命令関係、雇用関係があるにもかかわらず、企業側が厚生年金の保険料を逃れるために形式的に業務請負契約を結ぶという偽装自営業者の問題も発生している。

### (2) 就業形態多様化の現状整理及び労働供給側、労働需要側から見た要因分析（主要国について）

まず、就業形態の多様化が、年金の適用状況や厚生年金の適用拡大にもたらす影響についてみると、現行の社会保険の加入規定はきわめて曖昧なものが多く、そのすき間をかいぐくむように、被用者保険の適用から逃れるケースが多い。また、本来厳密に適用しなければならない事業所ですら、適用をしていないケースがみられる。被用者保険の厳密な適用、罰則の一層の強化が必要であろう。また、正規の従業者であっても、国民年金加入者の未納率は、他の就業形態の者より高い傾向にある。現行の「自主納付」を改め、国民年金加入者からの強制徴収の新たな手法を再検討する必要がある。パート労働者への厚生年金の適用拡大は概ね賛成が多いものの、新たな保険料負担の回避行動をどう抑制するかが今後の課題となる。

就業形態の多様化の流れは、今後も変わらないであろう。法整備のすき間を縫うような就業形態は、結局は労働者の所得保障の不安定化につながる。2009 年年金改革に向け、一元化論議も含めた非典型労働者の取り扱いの議論を活発化させなければならない。

2 番目に、本研究プロジェクトで行ったアンケートにおいて把握した「公的年金、医療保険に任意加入する意向があるか否か」という回答に影響を与える要素を分析した。この結果、年金については、自分の寿命が長いと予想している人ほど任意加入意欲が高い。一方、年金、医療ともに時間割引率が高い人ほど、時間割引率が双曲線の形をしている人ほど、任意加入しないということを確認できた。高い割引率や双曲的な割引率といった近視眼性は、現在の消費を過大に評価し、将来の消費を軽視する。この結果、老後のための貯蓄は不十分になり、将来、生活保護の受給対象者になる可能性もある。このように個人の選択に誤りがあり、外部不経済をもたらす可能性が高ければ、公的年金加入を一種の「価値財」として強制的に消費者に購入を義務づけること、すなわち強制徴収の強化が必要になる。かつてのように正社員が中心の労働市場においては、保険料は給与天引きによって強制的な加入・徴収が維持できたが、非典型労働者の増加によって強制徴収の範囲は縮小している。本研究から、未納者・未加入者の自発的な保険料納付は期待できず、非典型労働者の増加はそのまま未納化・未加入化を意味する。年金、医療保険といった社会保険制度にとって労働市場の変化に対応するためには、強制徴収の可能な範囲を拡大することが最優先の課題である。

3 番目に、就業形態多様化の傾向把握と国民年金未納の要因分析を行った。就業形態の多様化を非常雇（有期雇用契約者）割合の上昇及び非正規（勤め先での呼称が正規の職員・従業員以外）割合の上昇として捉えると、過去 20 年間の中で直近 5 年間に急速に多様化が進んだことが確認された。特に男性 25-35 歳層でそれは著しかった。また常雇の中の非正規割合も直近 5 年間で急速に高まりつつあることが分かった。こうした非典型雇用割合上昇の背後には、非典型雇用にたいする雇用保護規制の近年の緩和がある。しかしながら、独自データに基づく国民年金未納の要因分析によれば、非典型雇用が有意に未納確率を上げることは確認できなかった。むしろ未納確率を上げる有意な要因は、年金制度に対する不安や年金給付額の将来的な悪化予想、及び主観的な時間割引率の高さであった。ただし、アンケート調査で把握された非典型労働者のサンプル数が少なかったという問題があり、データを補完できる機会があれば、また違った結果が出る可能性はあろう。

また、既存の研究で指摘されていた都市部居住や 25 年加入できない状況にあることが未納確率を上げることも確認した。ただし、既存の研究とは異なり、流動性制約にかんしては有意な結果は得られなかった。また、国民年金を任意加入とした場合、自分の平均寿命が長いと考える傾向の強い者が加入するので、もしこの予想寿命が正しいのであれば任意加入の年金保険では逆選択が発生し、また正しくない場合には任意加入の年金保険の過剰消費・過少消費の可能性もある。

4 番目に、年金をはじめとする社会保険料の企業側の負担増加が、労働者の雇用にどの程度影響を与えているのかということについても分析を行った。分析には財団法人日本経済研究所が提供している「企業財務データバンク」が使われており、主に 1 部上場企業と 2 部上場企業を分析の対象にしている。社会保険料負担の労働者帰着に関するマイクロデータを利用した既存の研究としては Gruber (1997) と Anderson and Meyer (2000), そして Komamura and Yamada (2004) などの研究が挙げられるものの、使用データと分析方法によっ

て異なる結果を示している。

1984～1999年と1984～2003年における日本の上場企業の財務諸表をパネル化し、実証分析を行った。分析の結果、企業側が負担する福利厚生費（社会保険料）は有意で、しかも、雇用者数に負の影響を与えるという結果が出た。これは社会保険料の増加が雇用に帰着していることを示す結果である。

本研究はこれまでの研究とは異なって、1984年から2003年までの日本における上場企業の財務諸表をパネル化して社会保険料の企業側の負担増加が雇用者数に与える影響を分析した点で大きな意義を持つと思われる。

今後の課題としては、関連データを揃えて社会保険料の賃金への帰着関係を分析することと分析期間をより多様化し雇用と賃金への帰着関係を分析すること、そして、資本や負債、当期純利益など企業の財務状況に直接的に影響を与えると判断される項目を追加して分析を行うことなどが挙げられる。

### （3）就業形態多様化に対する各国年金制度の対応の整理（主要国について）

先進国に共通して、サービス産業の拡大、低い経済成長のなかでの1)人件費抑制のための正規労働者数の抑制、2)事業主による社会保険料の回避、3)雇用規制の回避のために、企業は正規雇用者を削減し、短時間労働者、有期労働者、派遣労働者、請負業務を担う自営業者といった新しい働き方をする非典型労働者が増加している。また人々の働き方も多様化しており、従来のような生涯にわたる連続的な働き方から、教育から就職への不連続性、家族ケアのための離職、部分的な退職といったように不連続なものとなっている。

このような就業の中断はその後のキャリア、そして年金にマイナスの影響を与えるが、特に育児や介護によってキャリアが中断する可能性が高い女性にとっては不利になる。こうした問題に対応するために各国ともCredits for unpaid periodsといった年金上の配慮が、育児期間、疾病・障害期間、リハビリ期間、（障害者や高齢者の）介護期間、軍務期間に対して組み込まれるようになっていく。

一方、もうひとつの働き方の変化は、非典型労働者の増加である。例えば、EUにおける90年代の雇用増加の多くがパートタイマー、有期労働者の増加によるものであり、EU25カ国平均でパートタイム労働者の割合は10.9%（男性4.5%、女性17.2%）、有期限労働者の割合は13.7%（男性13.2%、女性14.4%）となっている。また、自営業的な働き方も増加している。各国によって違いは大きいものの、EUでは労働者の17%が自営業者に分類され、自営業者も雇用保険や失業保障の対象となるかが議論されている。こうしたパートタイマー、有期労働者、自営業者は、最低労働時間や所得、雇用期間などの条件を満たさないために、公的保険や職域保険によってカバーされない場合が多い。逆にこうした社会保険の適用条件を利用し、企業はその適用条件未滿に労働者の就業を抑えようとする場合もあり、契約上は自営業による業務の請負という形をとりながら、実際は正社員同様に企業の組織に組み込まれて従属的に働くような働き方、いわゆる擬似的自営業者（Pseudo Self-Employed）なども増えている。日本同様に分立型の社会保険方式の年金制度を採用しているイタリアとドイツは、こうした非典型労働者の増加に対応する工夫を進めている。

#### (4) 就業形態多様化と年金制度の摩擦・ミスマッチの摘出・整理および対応策の検討

労働市場の流動化、非典型労働者の増加に年金制度を含む社会保障制度が対応しなければならないのは先進諸国では共通した課題である。年金制度が労働市場の変化に対応できなければ、年金の空洞化が進むのみならず、制度の違いが就業選択や企業の労働需要に歪みをもたらす可能性が高い。この一方で、女性や若年者の就業の不連続化にも年金制度は対応する必要がある。最近の年金改革は、各国とも負担と給付の対応関係を強化するものであるが、就業の不連続化によって拠出額、拠出期間がともに縮小化して将来の年金が不十分になる可能性もあり、これに対する対応も不可欠である。このほか、高齢者就業の促進の結果、年金を受給しながら様々な働き方をする高齢者も増加傾向にあり、高齢者の就業意欲を高める年金政策も検討する必要がある。

## 2. 2006 年度の研究成果

### (1) 若年のフリーター、ニート、派遣、請負をターゲットにしたネットアンケート調査

非典型労働者の公的年金加入状況、特に被用者年金の適用状況と厚生年金の適用拡大に対する行動について分析を行った。現在、非典型労働者に対する被用者保険の適用は厳密には行われてはいない。こうした適用外になった者のなかには、そのまま国民年金の未納・未加入に陥る者も少なくない。こうした潜在的な第2号被保険者に対する被用者年金の適用を遵守することで、国民年金の未納・未加入率は特に若年層において大きな改善効果が期待できる。

パート労働者への厚生年金の適用拡大に対しては、おおむね賛成とする者が多く、パート・アルバイトの多くが現在よりも労働時間を増やす、あるいは変えない、と回答し、新たな就業調整が発生するという可能性は低い。適用対象のパート労働者をどの程度にするかという結論は今後委ねられるが、適用拡大問題の成否は、事業主側の拠出逃れをいかに抑制するかということにかかっているだろう。

### (2) 雇用に関する高齢者への調査

在職老齢年金制度の適用回避行動も今後クローズアップされてくるという問題意識の下、独自実施した「年金受給者調査」を用い、高年齢就業者における意図的な在職老齢年金からの適用回避行動の広がり、在職老齢年金制度適用の適正性、パート等への厚生年金適用拡大に対する高年齢就業者の就労調整の可能性という3つの視点から分析した。調査によれば、公的年金・賃金収入者の中、厚生年金等を考慮して4割の高年齢就業者が実際に就労調整をしているが、その中の4分の3が会社提示のコース選択あるいは会社による就労調整で、労働者の本人の意思で就労調整を行っていない者が大半である。労働者本人の意思で就労調整を行っていても就労調整の理由で厚生年金保険料を挙げているのは就労調整者の4分の1で、就労調整者の大半は長時間労働を避けることを理由としている。

さらに就労調整している人の4割が週労働時間は20時間以上30時間未満である一方、

在老非適用でかつ週労働時間 30 時間以上である者も半分弱（45%）存在していることから、厚生年金の 20 時間以上 30 時間未満への適用拡大は、かなり有効に非適用者を新たな適用対象者として捕捉することが期待される。しかし、それ以前に 30 時間以上就労している人で発生している在老適用漏れ（60-64 歳で 2 割、65-69 歳で 1 割存在）を防ぐこともまた重要な課題といえる。

より短時間のパート等への厚生年金保険の適用拡大に関する可否については、大半は賛成であり反対は 1 割ほどにすぎない。また、就労調整に関し多くの場合適用拡大の負の影響はないものとみられる。

### （3）厚生年金適用拡大の効果測定

高齢者の就業についての現状を確認した上で、年金制度として今後考えられる幾つかの選択肢を提示し、さらにそれらの選択肢が実現した場合に年金の持続可能性に与える影響について、大胆な仮定の下にシミュレーションによる検討を試みた。

本調査研究の一環として行った『厚生年金受給者に対するアンケート調査』では、年金を受給しながら現在でも職に就いている人の雇用形態は「パート・アルバイト」が 33.3%と最も多く、政府の統計調査である『高齢者就業実態調査』や『労働力調査』でも、男女で 50 歳台から 60 歳台になると有期雇用や短期雇用が大きく増えることが分かった。また就業理由別内訳を見ると、経済的理由だけでなく、高年代になるほど生きがいや社会参加等を理由に挙げる人が増えていた。

こうした高齢者の就業状況は、元気な高齢者が積極的に雇用され、かつ年金の支え手としても貢献できる可能性を含んでいる。そのための選択肢として、在職老齢年金制度の改善、パートタイム労働者への厚生年金適用、繰下げ受給、そして 70 歳以上への厚生年金の適用が考えられる。大胆な仮定の下、シミュレーションを行った結果、そのうちパートタイム労働者や 70 歳以上の者に対する厚生年金適用によって、相当年金の持続可能性が強固になることが分かった。

### （4）わが国年金制度の対応の選択肢（一元化を含む多様な支え手を前提とした視点から）

社会保険庁『国民年金被保険者実態調査（平成 14 年）』を利用し、職業、所得などの経済状態、年金に関する知識量が国民年金の納付状況にどのような影響を受けるか分析した。その結果、本人および世帯の所得が国民年金の納付状況に与える影響はきわめて限定的であることが確認できた。国民年金の完納に注目すると、自営業者、家族従業者といった職業は完納率が高いが、臨時・パート（アルバイト）の完納率が低いことが確認できた。この結果は第 2 号として適用すべき常用雇用および臨時・パートまでもが第 1 号になり未納要因となってしまうとの指摘と整合的であるといえる。

また、年金に関する知識が完納や免除の利用を高めていることも確認できた。制度に関する知識の普及も納付行動に重要な影響を与えることも確認できた。

同じく社会保険庁『国民年金被保険者実態調査（平成 14 年）』を利用し、申請免除制度がどれほど低所得層に利用されているのかについて就業形態多様化のコンテキストの中で検討された。同時に、公的年金制度に対する知識（とくに申請免除制度に関する知識）が

申請免除にどのような影響を与えているかについても明らかにされた。政策的に重要だと考えられる結果は以下の通りである。

まず、納付行動全般については生命保険料や個人年金保険料の支払いが高くなると、完納確率は高まり、必ずしも生命保険や個人年金保険に頼って一部納付や未納が発生しているわけではないことが示された。また、未納確率は35歳まで下降し続けるが、その後反転し上昇する。これは35歳が25年間という受給資格期間の限界年齢であることと関係があるものと考えられる。申請免除制度に関する知識に関しては、知っているとう未納確率は下がるが、一部納付確率は上がることが分かった。これは免除制度を知っている場合には申請免除者となり（未納ではなくなり）、さらに申請免除者の一部は毎年度の継続申請を失念し一部納付者となるという実態を反映しているものと考えられる。

申請免除がどれほど低所得層に利用されているかに関しては、厳しく見積もっても低所得層の約半分、さらに一部納付者や未納者の一部は申請免除制度の適用（捕捉）を受けておらず、したがって近年の半額免除制度や多段階免除制度の導入により、こうした問題がどれほど改善されたかさらに検討する必要があることが示された。一方、第1号被保険者でかつ常用雇用、臨時・パートであることは、申請免除制度適用確率を上げる効果を持っているとの結果も得られており、そのため、申請免除制度の存在は就業形態多様化による年金未納の影響を軽減している可能性があることも示された。